



# 青木たかし レポート



平成生まれの県内最年少議員 青木たかしの活動報告レポート。より良い明日の松本を実現するため、市政課題にひとつひとつ向き合っていきます。

AOKI TAKASHI  
REPORT



Aoki Takashi

## 最年少松本市議会議員

vol. 6

### 松本城南・西外堀は、どうしたら掘ることができる？

南・西外堀を復元することができないことがわかりました。

これまでに半分ほど取得を終えた外堀用地ですが、2017年に土壌汚染調査を行ったところ、基準値を3倍程度超える鉛が検出されました。

分析の結果、広く汚染が分布していたことから、自然由来の汚染（原因は不明）であり、周辺の井戸や飲水には溶出していないことがわかっています。

しかし、汚染基準値を超えた土地を「掘る」場合には、自然由来であっても、土壌汚染対策法が適用されることになり、そのエリアは「汚染区域」と指定され、問題のある土地ということになります。

問題のある土地を行政が購入するためには、原則として土地の売り主である地権者が、汚染の除却費用をもつこととなっています。（民法570条）

その費用は、少なくとも4億円を超えると想定されています。

では、鉛汚染を行政が公金で除却することはできるかという、一部の市民への便宜供与にあたり、住民訴訟が起こされる可能性が高いといえます。

そこで、平面整備といって、すべての用地取得完了はこのまま目指すものの、掘る予定であったお堀の部分は、たとえば芝生として、公園のような使い方のできる場所とすることが議会に諮られ、20対10の賛成多数でその場で承認されました。

しかし、住民の所有地移転という痛みを伴う政策であり、市長公約にも掲げられていた項目です。お堀を掘ることを前提に、土地の移転も、土地取得費用の公金支出も進められてきたことから、どうしたら掘れるのか、私なりに調査してみました。今後のライフワークとしていきたいと思います。

#### 1, 寄附を集める

第三者による汚染除却であれば、住民訴訟が起こされることはなくなります。例えば、ふるさと納税の使いみちとして設定することで、資金を調達することが考えられます。

#### 2, 土壌汚染対策法を改正する

そもそも、このケースは土壌汚染対策法の趣旨に沿わない事例であり、今後も同様の事例が発生する可能性もあります。

「行政による開発行為において、自然由来の土壌汚染であれば、土壌汚染と認定しない（あるいは、その除却費用を公金支出しても構わない）」という法改正がなされれば、復元することは可能です。

#### 3, 司法判断を仰ぐ

土地所有者への汚染除却費用の請求権を、市として棄却して、議会でも議決し、税金で汚染を除却する。この際、住民訴訟が起こされれば司法の場で争うこととなるが、今後の事例における判例となる可能性もある。



# AOKI TAKASHI REPORT

## 平成29年 青木たかし後援会 会計報告

収入	
個人からの寄附	30,000円
青木たかしの自己資金	719,113円
市政報告会会費	196,000円
計	945,113円

  

支出	
備品・消耗品・事務所費	196,161円
チラシ作成・発行費	451,900円
ホームページ・SNS費用	87,868円
市政報告会開催費・会場代	202,000円
書籍・資料代	7,184円
計	945,113円

松本市の政務活動費は年額25万円（月2万円強）であるため、個人の政治活動にかかる費用は、自己資金とお寄せ頂いたご寄附の中から支出しています。

昨年は945,113円の支出となりました。一昨年（874,419円）と比べ、インターネットにおける情報発信の環境を更に整備し、また、広い世代にも届くよう、市政報告会の開催や、紙媒体による情報発信にも注力しました。

これからも、「市民に一番近い議員」を目指して、活動に励みます！

毎日ブログを  
更新中！！



経歴

- ・平成元年（1989年）12月30日 松本市岡田生まれ 松原在住
- ・本郷幼稚園卒 岡田小学校に転校し、明善小・中学校卒 松本深志高校卒
- ・公立高崎経済大学在学中に衆議院議員公設秘書へ。
- ・平成27年4月の松本市選にて3,478票を頂き、「県内初の平成生まれ議員」として初当選。
- ・平成27年度 経済地域委員会 副委員長
- ・平成28年度 建設環境委員会 副委員長

## AOKI TAKASHI Information

### 青木たかし後援会

入会申込書	
ふりがな 〔氏名〕	（性別） 男性 女性
〔住所〕 〒	
〔電話番号〕	
〔E-mail〕	
会費無料	※会報等の送付以外には使用致しません。

### カンパのお願い

一層の活動充実の為、政治献金・カンパにてお支え下さい。

※団体による寄附は禁止されていますので、個人名義にてご支援賜りますようお願い致します。

口座名 青木たかし後援会



- ・郵便振替 00550-6-51792
- ・八十二銀行 寿支店 店番号420 口座番号346047

## 市政へのご意見をお聞かせ下さい。

《 1.交通のこと 2.経済のこと 3.子育てのこと 4.まちのこと 5.その他 》

---



---



---

※記入後、青木たかしに手渡し、FAX・郵送にて事務所までお送り下さい。活動の参考とさせていただきます。  
 ※後援会にご入会いただける方は、ご連絡先をご記入下さい。《会費無料。個人情報は会報等の送付以外には使用いたしません。》

青木たかし 事務所  
〒399-0022 松本市松原24-20

TEL 0263-50-8226  
E-mail taoki1230@gmail.com

FAX 0263-50-8735

チラシ・ブログ・SNSにて  
情報発信中!!

青木たかし 松本 検索

aoki-takashi.jp

@aoki1230

Let's Access

青木 崇

@aoki-takashi

@を忘れずに!

